

被告人の国籍が裁判員の量刑判断に与える影響

——事件の種類観点から——

中 田 友 貴・サトウタツヤ

(立命館大学大学院文学研究科・立命館大学文学部)

裁判員制度が開始され、4年経過し裁判員制度において実施状況から、市民感覚が反映されていることが示されている。しかし人間には認知的なバイアスがあり、市民感覚を反映することが必ずしも法的妥当性があるとは言えないことが一般市民の量刑判断に関する先行研究で示されている。アメリカにおいては人種バイアスが非常に多く研究なされているが、内集団バイアスもしくは黒い羊効果の影響であることが示されている。日本の状況を鑑みると国籍においても同様の効果を示す可能性がある。そこで本研究は被疑者の国籍においても量刑に影響するのか、量刑判断や事件の印象評定を事件の種類別に比較し多角的に検討を行った。その結果、量刑判断や事件の印象の一部において国籍の効果がみられた。また事件の種類によって国籍の効果は異なったものであった。本研究の結果から、被疑者の国籍は、一般市民の量刑判断に人種効果ほどではないが影響があり、事件により内集団バイアスもしくは黒い羊効果として影響する可能性が示唆された。

キーワード：国籍、内集団バイアス、量刑判断、裁判員制度、黒い羊効果
立命館人間科学研究, No.30, 45-63, 2014.

I. 問題

1. 「市民感覚」の反映とその偏りの問題

「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになること」(司法制度改革審議会 2000)を目的の一つとして、2009年5月21日から裁判員制度は開始された。裁判員制度は、専門裁判官と一般市民が共に評議して、重大事件の判決・量刑を決定する仕組みであり、これは司法の判断に市民感覚を反映することに繋がっている。施行後3年が経過した2012年度には、性犯罪に関しては厳罰化の傾向が進んでいることなどが指摘されており(最高裁判所事務総局 2012)、その推移に対して賛否はあるものの(平野 2012)、少なくとも市民感覚が現司法に確実に反

映されている結果と考えることが出来る。しかし市民感覚による司法判断が必ずしも法的妥当性のある判断ではない可能性がある。そもそも日本においては個々の犯罪に対して上限と下限にかなり広い幅がある法定刑を定めており、どの程度の刑を宣告するかは裁判官の自由裁量によるものであるが、一定の法的妥当性が求められている(篠塚 1992)。この量刑の幅は裁判員裁判でも同様である。

2012年7月30日の大阪地方裁判所で行われた裁判員裁判において、アスペルガー症候群である男性被告が実姉を刺殺した事件で、「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告人に

対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」(大阪地方裁判所 2012)と検察の求刑を超えた量刑判断がなされた。この判断に対しては「この判決は、アスペルガー症候群に対する裁判員・裁判官の無知と無理解に基づくものと考えざるを得ず、この障害に対する社会の差別、偏見をますます助長することになる」(武田 2012)と批判がされている。また控訴審では「本件犯行の実体を正しく評価せず、また、一般情状に関する評価をも誤った結果、不当に重い量刑」とし、一審判決を破棄し、14年の判決としている。大阪高等裁判所(2013)によると「量刑判断の在り方は、まず犯罪行為それ自体にかかわる事情である犯情によって量刑の大枠を決定し、次いでその大枠の中で犯情に属しない一般情状を考慮し、量刑の一般的傾向ないしいわゆる量刑相場等も参照しつつ、最終的な量刑を導き出すものであり、裁判員裁判においても、こうした責任主義の考え方を基本に置きつつ、考慮すべき要素のとらえ方等について国民の視点、感覚、健全な社会的常識などを反映させることが求められるものであり、この枠を踏み外した量刑は責任主義に反するものといわざるを得ないところ」とあり、裁判員裁判における量刑に関しても従来の専門職裁判官の行う裁判と同様、法的妥当性が高いものでなければならないことが示されている。

市民感覚による司法判断の法的な妥当性に関する問題に対して、裁判員や陪審員の量刑判断・事実認定に関して心理学による傾向調査・研究は既にいくつか存在している。例えば市民の量刑判断は前科情報によって量刑が重くなる(白井・黒沢 2009)ということが示されている。少年のときに犯した罪により刑に処された場合、刑執行後で成人したあとに犯した罪においては本来刑の言い渡しを受けなかったものとするということが少年法 60 条では規定されており、報

道や公判で裁判員が知ったときに考慮されるべきでない情報となる。また被告人に不利な公判前報道(Pre-Trial Publicity: PTP)は事実認定判断に不利に働く(Stebly et al. 1999; Ruva & McEvoy 2008; Shaw & Skolnick 2004; Kovera 2002; Fulero 2002)ということも明らかになっている。PTPに関しては予断を生み、公平な裁判所による裁判を受ける権利(憲法 37 条 1 項)に違反するのではないかという指摘がなされている(新田 2013)。これらの研究は、司法プロセスには含まれないが、社会の内部で明示的な情報として接触可能な裁判・事件に関する情報を市民が得ることで、判断が大きく変わることを示唆するものである。

一方で、猪八重他(2009)は裁判員の判断に及ぼす被告人の性別や容姿などの身体的魅力の影響を検討し、被告人の容姿の身体的魅力が高い場合、裁判員の科す量刑は軽くなることを示している。これは被告人の身体的魅力という明示的な情報によって生じる判断の差異ではあるが、事件とは本来無関係な情報によって市民が影響を受けるという点で上記の研究とは意味が異なる。

つまり、前者の実験によって示されたのは「情報の偏り」という制度的バイアス(システム変数)であり、後者の偏りは人間が本来的に持っている「認知の偏り」という心理学的バイアス(個人変数)と考えることができるだろう。前者においては、制度的な予防や防止が可能であるが、後者に関しては個人が無意識的に持っている認識的な偏りの場合が多く、これらを調査するには実験調査による比較を通し、傾向を把握することが重要である。

2. 外集団に対するバイアス

市民感覚における判断の心理学的バイアスの一例としては人種バイアスがある。人種バイアスとは、主に白人・黒人において、黒人被害者が被

害を過小評価されたり、黒人被害者をより重い罰を下される傾向がある公判上の人種差別的な統計的傾向のことを指す（Lynch & Haney 2004）。心理学においても、公判における証拠や証言からの事実認定（Meissner & Brigham 2001; Mitchell et al. 2005; Wright et al. 2001）や人種情報を含むPTPの影響（Dixon & Linz 2002; Fein et al. 1997）、また陪審員や被告人の人種構成（Lynch & Haney 2004; Sommers 2006; Sommers & Norton 2007）など、人種情報の一般市民の司法判断への影響に関する研究はアメリカを中心に数多く行われてきた。多文化・多人種国家であるアメリカ合衆国では、ときに被告人や被害者またはそれを判断する陪審の人種の組合せが問題になるためである。著名なO.J.Simpson事件の例では、アフリカ系アメリカ人である被告人をどのようなコミュニティから抽出された陪審によって裁くべきかという点が争いになった。

Mitchell et al. (2005) は、ネグロイド系（黒人）・コーカサス系（白人）間の人種バイアスが量刑判断へ与える影響を調べた34の研究のメタ分析を行った。結果、コーカサス系陪審員がネグロイド系の被告人に対して判断する場合、コーカサス系陪審員がコーカサス系被告人について判断する場合よりも事実認定・量刑判断が重くなり、また逆にネグロイド系陪審員がコーカサス系の被告人について判断する場合、ネグロイド系陪審員がネグロイド系被告人について判断する場合よりも、事実認定・量刑判断が重くなるということが実験的に示された。すなわちコーカサス系からネグロイド系へのマイノリティに対する偏見の影響ではなく、人種的な外集団への内集団びいきが事実認定・量刑判断に影響していることを示している。内集団びいきは外集団に対するバイアスの研究の一つであり、自分の所属集団の一部が自身であり、所属集団の成員性の属性が自己のアイデンティティの一部となっているという社会的アイデンティティ理論（Tajfel 1978;

Tajfel and Turner 1979）により説明されている。また内集団びいきは、内集団－外集団状況下において、人々の認知や判断、態度、行動などが内集団にとって有利なものに、外集団にとっては不利なものになりやすい（Tajfel et al. 1971; Turner et al. 1979; 大石・吉田 2001; 田村 2007）。

しかし逆の結果を示す研究もいくつか存在する（Sommers 2006; Sommers & Ellsworth 2000）。Sommers & Ellsworth (2000) は模擬陪審による実験を行った結果、人種的な問題が顕在的であった場合、白人の陪審員が黒人の被告人よりも白人の被告人に対して厳しい判断を行うことを明らかにしている。この結果は現代のアメリカ社会においては平等主義的な価値観が重視されており、特に白人は人種問題的状況が顕著であるほど非偏見的なふるまいを行おうとする結果であるとしている（Sommers & Ellsworth 2000）。一方、同研究で黒人による黒人の被告人への判断はステレオタイプの顕在性に関わらず、一定であり自動的に処理されていると指摘している。人種問題が顕在化している際の白人の判断に関しては、内集団びいきと同じく社会アイデンティティ理論により説明されている黒い羊効果（Black Sheep effect）により説明が可能であろう。黒い羊効果とは Marques et al. (1988) により示された現象で、内集団にありながら、好ましくない成員は外集団の好ましくない成員よりも低く評価する現象である（Marques et al. 1988; 大石・吉田 1998; 大石・吉田 2001）。

日本ではアメリカほど人口統計的に顕著な人種による差および明確な問題が国内には存在していないという考えが一般的である（岩尾 1989; 村上 2005）。しかしアメリカと同様の問題が起こる可能性はないわけではなく、外集団に対する差別意識の問題として位置づけると事情は変わってくるであろう。つまり何らかの社会的マイノリティに対してマジョリティ側のコミュニティ内で判断を行うことは、人種バイアスと同

様の結果が生じる可能性がある。日本においても社会的マイノリティはさまざまなかたちで存在していると考えられるが、裁判員裁判においては日本国籍を持つものが裁判員になる資格があるので、日本において外国人による犯罪が行われた場合に彼らを裁くのは、日本人による犯罪同様、日本国籍をもつ市民となる。つまり裁判員裁判においては、上記のような人種バイアスに相当するバイアスが、日本人裁判員が外国人を裁く際に認知・判断する状況で生じる可能性がある。

3. 日本における外集団としての外国人犯罪

日本の政府統計（2011年度）によると2011年末の外国人登録者は約208万人であり、うちアジア国籍は165万人、その内東アジア系は中国国籍、韓国・朝鮮国籍で約122万人と全体の59%を占める（法務省入国管理局2012）。日本における移民または外国人居住者の人種構成においては、圧倒的に東アジア系（黄色人種）が占めている。犯罪白書（法務省2013）によると、近年、来日外国人の検挙件数・検挙人員は減少傾向にあり、総検挙人員に占める来日外国人の比率は2%前後で推移している。国籍としては、地域としてアジア系外国人の犯罪が高い割合（64.3%）を占めており、国籍では中国（43.5%）、ベトナム（11.0%）、韓国（9.8%）という順で高い。罪名では、窃盗が71.5%を占めているものの近年減少傾向にあるとされる。一方で傷害・暴行、知的犯罪が増加している。このように日本の外国人の半数以上は、日本人と同一人種であるモンゴロイド（黄色人種）の東アジア系に占められており、また日本における外国人犯罪も東アジア系によるものが多い。

一方で「世界各地で民族紛争が噴出する状況の中で日本では『単一民族国家』の概念が支配的に社会に根づき、あたかもなんの民族問題も存在していないように見えるがそうではな」（李

1999）く、実際に国連人権委員会の Diène（2006）は日本国内における在日韓国人の通名使用などの実態を指摘し、日本人の人種差別・外国人嫌悪が存在し、日本政府に外国人差別があることを認め、是正するように勧告を行っている。また近年「ネット右翼やヘイトスピーチなどで顕著化する日本のナショナリズム」（桐島・瀬川2013）も指摘されている。このように一見日本において人種差別や外国人差別がないようにみえて、実際には存在している。

このように日本においても実際に外国籍や異民族に対する差別が存在していると考えることが出来る。つまり裁判員裁判対象事件で、被告人が外国人の場合、外見上明らかな表面的要素による人種的影響だけでなく、特定の民族や国籍の情報だけで事実認定や量刑判断が内集団びいきもしくは黒い羊効果の影響を受ける可能性がある。また年々在日外国人は増加する傾向にあり、また外国人犯罪も裁判員裁判対象事件が増加していることを鑑みると、裁判員裁判の実施数が増えるに従い、今後裁判において被疑者の国籍の問題が顕在化する可能性がある。

仮に日本における国籍などによる内集団びいきもしくは黒い羊効果が、アメリカにおける人種バイアスのように影響が大きいものであるならば、裁判員裁判において何らかの対処の必要がある。よって本研究では、国籍情報の違いによる裁判員の量刑判断の影響を研究対象とする。なお本研究では、外国籍として現在の日本における在日外国人においてもっとも高い割合を占め、また外国人犯罪においても国籍別でもっとも高い割合を占め、人種バイアスのように外見が大きく異なることによるバイアスが生まれる可能性のない、日本人と同様黄色人種である中国国籍を外国人条件として実験条件に設定した。また実験を実施した日から遡って半年間に中国と日本において大きな政治的問題は特に取り上げられてはいなかった。

4. 事件による量刑判断および被告人評価の差異

しかし内集団びいきおよび黒い羊効果に関する社会心理学的研究は多数あるものの、具体的に外国人犯罪に対する日本市民の判断に関する心理学研究はまだ日本にないのが現状である。ただし市民裁判員の判断に関する知見は近年蓄積されてきており、市民判断を対象とする場合にこれらの知見を考慮する必要がある。とりわけ被告人が犯した犯罪行為の被害の大きさ、すなわち犯罪行為の種類（罪種）は市民判断に大きな差異を与える。（Carlsmith et al. 2002; McFatter 1982; 綿村他 2010）

綿村他（2010）によれば、人が亡くなる事件の場合、「殺人事件のような重大事件の報道を日常見聞きしている。そのような経験により、“被害者が死ぬと被告人の量刑は重くなる”という素朴理論が獲得されていた可能性が高い…（中略）…この知識をそのまま適用することにより、量刑を重く」する可能性を指摘している。つまり、一般市民が裁判員裁判にて判断する際には、被害者が亡くなった事件と生存している事件で量刑判断に与える要因が異なる可能性がある。また白井・黒沢（2009）も罪種は量刑に影響を与えることを示している。彼らは、さまざまな事件状況を操作し、量刑判断の要因として被告人や事件に対する評価指標の変化を系統的に調査した。その結果、市民は量刑判断を、事件の種類や被告人の前科の種類、判断者の厳罰傾向などにより決定することを指摘している。

犯罪行為の種類は、それぞれ法定刑により処されるべきものであるが、綿村他（2010）が示唆したように被害者が亡くなった事件の場合、一律に量刑を重く判断されるのであれば、考慮すべき事件ごとの他の情状や要因を無視することになり、法的な妥当性に欠けた判断になる可能性がある。本研究はひたくりという事件を用いて、被害者の身体的な被害を操作し、事件ごとの被疑者の国籍による影響を検討した。

なお本研究で量刑判断のみ測定し、事実認定については測定を行わなかった。なぜなら事実認定を行うことにより、提示を行った事件の記事の解釈が異なり、量刑判断や事件の印象に影響することが考えられる。また実際の裁判員裁判では事実認定も合議により行われ、個人の意思に反して事実認定が行われることもありうる。そこで本研究では事実認定を行わず、国籍と罪種による量刑判断や事件に関する印象評価への影響を検討した。

5. 本研究の目的と仮説

よって本研究では、国籍情報が被告人の量刑判断に影響があるかを検討するために、事件の重大性の程度が異なる3種類の事件（罪種条件：強盗、強盗致傷、強盗致死）のそれぞれについて白井・黒沢（2009）の指摘した被告人や事件に対する評価指標を用いて検討した。また裁判員の量刑判断においてはそれぞれの厳罰態度などにより極端な結果になる可能性がある。そこで提示罪種条件ごとの被告人の国籍条件間で被験者に極端な差がないかを調査する必要があり、マニピレーション・チェックとして罪種条件ごとに、1回目に被告者の国籍は記載されていない事件に関する記事を提示した。本研究の仮説は以下の通りであった。

仮説1：内集団びいきが生じるために、3つの罪種すべてにおいて、中国国籍の被告人は日本国籍の被告人よりも量刑は重く、被告人・事件に対する評価は悪い判断がなされる。

仮説2：被害者が亡くなるという事件の重大性が高い強盗致死条件においては、量刑が重くなる。

II. 方法

1. 実験参加者

法学部または外国籍者を除く、大学生 162 名（男性 64 名、女性 98 名）が実験に参加した。平均年齢は 20.7 歳（SD = 4.1, 19 ~ 20 歳 105 名, 21 ~ 22 歳 50 名, 23 ~ 30 歳 5 名, 40 歳代 1 名, 60 歳代 1 名）であった。実験参加者は無作為に 6 つの条件に振り分けられた。

2. 実験計画

3（提示罪種：強盗条件・強盗致傷条件・強盗致死条件）× 2（被告人国籍：日本人条件・中国人条件）× 2（時間：1 回目・2 回目）の 3 要因混合計画で実験を実施した。提示罪種と被告人国籍は参加者間要因，時間の変遷は参加者内要因であった。Figure1 に実験計画を示す。

本研究では、まず 1 回目の質問紙では国籍情報を提示せず事件発覚時の内容を与えることを全条件で統一した。そして 2 回目の質問紙では被告者の国籍情報を提示した。よって 1 回目質問紙の回答を基準として、全条件の全回答を相対的に比較可能にした。

3. 実験材料

事件記事 若林(2012)で用いられた記事を元に、被害者のけがの状況を操作し、それぞれの罪種の記事を作成した。1 回目の記事は、老女が帰宅途中で背後から来た 20 代もしくは 30 代の黒い服装の男性に突き飛ばされ、持っていた巾着袋を奪われたという記事である。老女が突き飛ばされた際の被害として、強盗条件では無傷、強盗致傷では全治 2 週間の怪我、強盗致死では死亡と記述を変化させた。また 2 度目に提示した記事では、その 2 日後、現場から離れた場所で不審な男性を警察官が発見し、老女名義のクレジットカードを所持していたことから逮捕したというものである。被告人の国籍として、中国人が被告人の場合では中国人被告人とし、中国人風の被告人名を記載した記事文書を作成した。それぞれの記事文書を DTP ソフト“朝刊太郎”を用いて作成した。それぞれの記事は付録に示した。

質問項目 白井・黒沢(2009)で用いられた専門家でない人々による量刑判断の要因を検討するために作成された質問項目を参考にした。質問項目は、事件の悪質性、同一再犯可能性、異種再犯可能性、被告人の更生可能性、被告人の

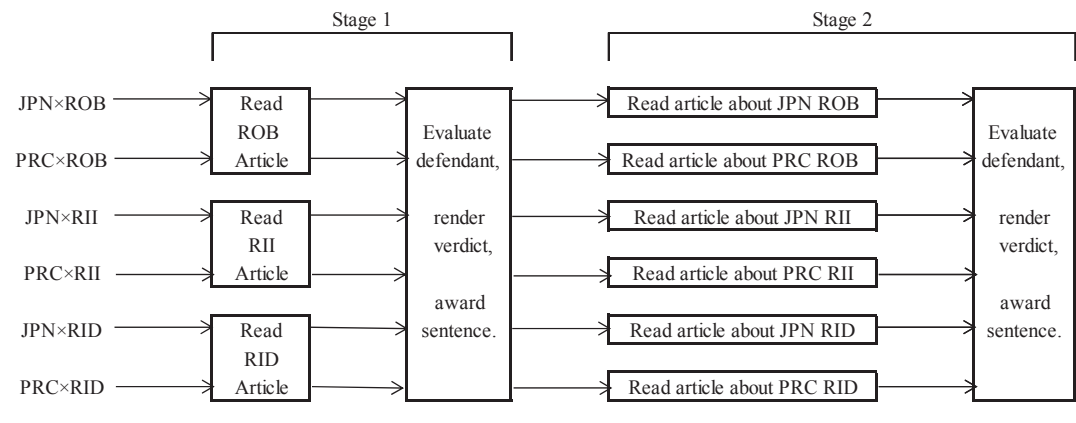


Figure 1 The experimental procedure.

Note: JPN Japanese's defendant condition, PRC: Chinese defenant condition ROB: Robbery, RII: robbery resulting in bodily injury, RID: robbery resulting in death

計画性、被害者の落ち度、被告人の悪意、事件の衝動性の8項目でこれらは被告人・事件内容を評価するものであった。さらに被告人への評価項目の後に、量刑判断と量刑判断への自信（判断の確信度）について質問項目を設けた。量刑は0～30年の間、それ以外の項目はいずれも0%～100%の間で評価する項目であった。

質問紙 質問紙は、Ⅰ. 1回目の事件記事、Ⅱ. 1回目の事件記事に関する質問項目、Ⅲ. 2回目の事件記事、Ⅳ. 2回目の事件記事に関する質問項目の順に構成されていた。なお1回目の事件記事と2回目の事件記事は同一の事件の種類であった。またどちらの事件記事に関する質問項目も同一のものであった。

4. 実験手続き

「裁判員の量刑判断に関する調査」と題する質問紙を大学での講義中に一斉に行った。配布後、実験者が口頭で実験の教示を行った。まず表紙に印刷された教示を参加者に読ませ了承してもらえた場合にのみ、氏名、年齢、留学生の場合は日本での滞在年数を記入してもらった。この後、参加者に質問紙の回答に移ってもらった。この時、被告人の国籍（中国人、日本人）と記事の罪種が違う質問紙が無作為に配布された。実験実施の所要時間は約25分であった。また、参加者には質問紙回収後にデブリーフィングを行い、後日調査結果のフィードバックを行った。

Ⅲ. 結果

1. マニピレーション・チェック

まず基準となる市民判断に偏りが無いことを調べるために、時間条件1回目（この時点では国籍差はない）における被告人国籍条件×提示罪種の量刑判断・および事件に対する印象評価（8項目）について、2要因被験者間分散分析を行った。その結果、被告人国籍条件の主効果はいず

れの項目にも見られなかった ($p > 0.1$, *n.s.*)。この結果より、時間条件1回目の時点では国籍条件間に差がなく、提示罪種条件ごとの被告人国籍条件による判断の差がないことが示された。これを踏まえて以下では、時間条件を含む3要因混合分散分析の結果から解釈を行う。

2. 量刑判断および判断の確信度

各条件での量刑および判断の確信度の平均値とSDをTable1で示す。

まず各条件における量刑判断とその判断への確信度を比較するために、量刑と確信度をそれぞれ従属変数とする罪種（3条件）×被告人国籍（2要因）×時間（2要因）の3要因混合計画の分散分析を行った。その結果、量刑判断では、罪種の主効果 ($F(2,156) = 39.6, p < .01$)、時間の主効果 ($F(1,156) = 16.7, p < .01$)、そして2次の交互作用が有意であった ($F(2,156) = 4.0, p < .05$)。

2次交互作用が有意であったため単純交互作用の検定を行ったところ、被告人国籍条件のうち中国人群における単純交互作用が有意であった ($F(2,156) = 6.0, p < .01$)。よって中国人条件における各要因の単純・単純主効果の検定を行ったところ、時間条件1回目における罪種間に有意な差がみられた。多重比較（Ryan法）を実施した結果、強盗致傷条件・強盗致死条件が強盗条件よりも量刑が有意に高くなった（強盗条件（2.9年）<強盗致傷条件（4.8年）=強盗致死条件（11.6年）, $F(2,312) = 11.9, p < .01$ ）。同様に時間条件2回目でも罪種間に有意であり、強盗致死条件が他2つの罪種よりも量刑が高くなった（強盗条件（3.5）=強盗致傷条件（5.2）<強盗致死条件（13.7）, $F(2,312) = 22.7, p < .01$ ）。これは仮説2「被害者が亡くなるという事件の重大性が高い強盗致死条件においては、量刑が重くなる。」を支持する結果といえる。

次に罪種における単純交互作用検定を行っ

Table 1 Mean ratings and standard deviations of judgment and confidence in judgment as a function of defendant's nationality and crime type. (N= 162)

Index		Robbery		Robbery resulting in bodily injure		Robbery resulting in death	
		Defendant		Defendant		Defendant	
		Japanese (N = 29)	Chinese (N = 26)	Japanese (N = 28)	Chinese (N = 26)	Japanese (N = 24)	Chinese (N = 29)
Sentence							
Stage 1	M	3.2	2.9	4.5	4.8	12.8	11.6
	SD	5.2	1.8	5.0	3.9	7.9	7.3
Stage 2	M	4.1	3.5	5.3	5.2	13.3	13.7
	SD	5.6	2.4	6.1	3.4	8.3	8.7
Confidence in judgment							
Stage 1	M	4.2	4.9	4.5	5.0	3.9	4.6
	SD	2.8	1.8	1.8	2.2	2.3	2.3
Stage 2	M	4.2	4.9	4.5	5.0	3.9	4.6
	SD	2.8	1.8	1.8	2.2	2.3	2.3

たところ、強盗致死群における国籍と時間でも単純交互作用が有意であった ($F(1,156) = 9.7, p < .01$)。よって強盗致死条件における各要因間(国籍×時間)の単純・単純主効果の検定を行ったところ、国籍条件のうち中国人条件における1回目(11.6年)と2回目(13.7年)の回答に有意な差がみられた ($F(1,156) = 25.6, p < .01$)。この結果は、被害者が亡くなると生存している場合に比べ量刑が長くなり、事件の結果により量刑判断が異なることを示している。また被害者が亡くなる場合では被告人の国籍による効果があることを示しており、被害者が生存している場合では国籍による効果がないため、罪種により量刑判断が異なることを示している。

次に判断への確信度にも同様に3要因混合計画の分散分析を行った。結果、2次交互作用および1次交互作用はいずれも有意ではなかった ($ps > 0.1, n.s.$)。よって主効果の検定を行ったところ、国籍の主効果が有意であり、中国人条件の参加者は日本人条件の参加者よりも量刑判断に高い自信を持っていた ($F(1,156) = 4.1, p < .05$)。また時間の主効果も有意であり、1回目よ

り2回目が高くなった ($F(1,156) = 4.4, p < .05$)。よって量刑判断への確信度では、被告人の国籍の効果があることを示している。

3. 事件に対する印象評価

次に各条件での事件に対する印象評価の平均値、SDをTable2で示す。

各条件の被告人への評価を比較するために事件の悪質性、被告人の同一再犯可能性、被告人の異種再犯可能性、被告人の更生可能性、事件の計画性、被告人の落ち度、被告人の悪意、事件の衝動性の8項目それぞれを従属変数とする罪種(3水準)×被告人国籍(2水準)×時間(2水準)の3要因混合計画の分散分析を行った。

その結果、同一再犯可能性、被害者の落ち度、被告人の悪意においては、罪種、被告人の国籍、時間の主効果および交互作用のいずれも見られなかった ($ps > 0.1, n.s.$)。

更生可能性と計画性においては時間の主効果が有意であり ($F(1,156) = 6.6, p < .05, F(1,156) = 46.2, p < .01$)、1回目のほうが2回目よりも高かった。衝動性においても、時間の主効果が

Table 2 Mean ratings and standard deviations of impression about the defendant and the case as a function of defendant's nationality and crime type. (*N* = 162)

Index		Robbery		Robbery resulting in bodily injure		Robbery resulting in death	
		Defendant		Defendant		Defendant	
		Japanese (<i>N</i> = 29)	Chinese (<i>N</i> = 26)	Japanese (<i>N</i> = 28)	Chinese (<i>N</i> = 26)	Japanese (<i>N</i> = 24)	Chinese (<i>N</i> = 29)
Wrongful conduct							
Stage 1	M	61.5	60.4	65.4	64.6	75.7	78.8
	SD	20.5	16.0	18.0	25.2	17.8	16.3
Stage 2	M	70.0	58.3	70.5	72.3	77.7	78.1
	SD	18.9	17.8	17.1	22.5	17.3	18.9
Specific recidivism							
Stage 1	M	61.4	60.0	62.3	60.7	54.2	61.6
	SD	24.3	17.9	22.3	17.3	22.9	21.6
Stage 2	M	62.9	53.7	56.6	60.7	60.4	62.9
	SD	27.1	19.4	18.1	20.0	21.0	23.8
General recidivism							
Stage 1	M	46.72	39.23	40.17	49.34	47.7	50.34
	SD	23.97	16.09	19.84	19.66	24.1	13.51
Stage 2	M	43.27	35.57	37.14	52.61	50.58	52.58
	SD	25.23	18.51	21.01	23.3	24.97	23.73
Rehabilitation							
Stage 1	M	43.44	43.65	41.78	41.88	47.08	42.75
	SD	22.17	17.51	21.72	14.84	12.49	16.79
Stage 2	M	42.79	43.26	38.07	36.69	42.29	35
	SD	23.74	20.33	17.74	20.1	16.58	19.38
Premeditation							
Stage 1	M	55	56.73	57.03	56.61	42.7	50.34
	SD	24.8	28.04	27.72	29.01	32.04	29.18
Stage 2	M	75.51	65.76	72.35	69.03	60.2	68.62
	SD	19.44	23.39	17.63	20.61	26.75	25.55
Victim responsibility							
Stage 1	M	24.13	21.19	17.21	22.38	14.16	19.65
	SD	29.68	24.67	25.32	28.56	28.12	30.79
Stage 2	M	27.89	20.76	14.28	23.53	10.41	18.79
	SD	27.3	25.1	19.39	28.91	21.69	31.44
Malice							
Stage 1	M	62.58	53.38	68.03	63.26	58.54	54.65
	SD	25.17	26.08	23.76	26.05	22.24	24.2
Stage 2	M	66.2	49.42	63.03	63.76	54.12	63.62
	SD	25.27	29.09	26.57	27.17	25.4	27.44
Impulsivity							
Stage 1	M	43.62	51.23	40.35	55.5	55.16	50.34
	SD	25.76	25.4	24.81	20.66	27.67	27.32
Stage 2	M	40.86	40.76	37.85	53.57	49.79	49.48
	SD	23.85	24.16	26.09	23.74	27.25	32.91

有意であった ($F(1,156) = 4.0, p < .05$) が、1回目のほうが2回目よりも低くなった。これらの効果は、実験に用いた1回目と2回目に用いた記事の内容の影響であると考えられる。すなわち、2回目に提示した被告人逮捕の報道記事には、警察の見立てや被告人の所持品に被害者の持ち物があったなどが若干記してあり、これによる情報量の増加のため、また起訴をされたという決定的な事実があるために、計画的の評価が上昇し、よって事件の衝動性の評価が減少したと考えられる。また2回目の記事において被告人が「身に覚えがない」と発言していることにより、被告人の更生可能性の評価が減少したと推測される。

以下では、2次交互作用および1次交互作用が有意であった項目の結果を記す。

悪質性 悪質性は、罪種の主効果 ($F(2,156) = 9.4, p < .01$)、時間の主効果 ($F(1,156) = 10.9, p < .01$)、2次の交互作用が有意であった ($F(2,156) = 3.4, p < .05$)。2次交互作用が有意であったため、各国籍条件における単純交互作用検定を行ったところ、中国人条件にのみ罪種と時間の単純交互作用が有意であった ($F(2,156) = 4.3, p < .05$)。また罪種条件において単純交互作用検定を行ったところ、強盗群においてのみ国籍と時間の単純交互作用が有意であった ($F(1,156) = 8.8, p < .01$)。

そこでさらに強盗条件の中で時間条件ごとに単純・単純主効果の検定を行ったところ、1回目の評定に国籍の主効果はなく ($F(1,156) = 0.0, n.s.$)、2回目の評定では国籍の主効果が有意であった (日本人条件 (70.0) > 中国人条件 (58.2), $F(1,156) = 4.9, p < .01$)。また強盗条件の中で国籍条件ごとに単純・単純主効果の検定を行ったところ、日本人条件では時間の主効果が有意であった (1回目 > 2回目, $F(1,156) = 11.3, p < .01$) が、中国人条件では時間の主効果は有意

ではなかった ($F(1,156) = 0.7, n.s.$)。

また中国人条件の中で時間条件ごとに単純・単純主効果の検定を行ったところ、1回目の評定に事件の主効果が有意であり (強盗条件 (60.4) = 強盗致傷条件 (64.6) < 強盗致死条件 (78.8), ($F(2,312) = 6.6, p < .01$)), 2回目の評定でも事件の主効果が有意であった (強盗条件 (58.3) = 強盗致傷条件 (72.3) < 強盗致死条件 (78.1), ($F(2,312) = 7.4, p < .01$))。さらに中国人条件の中で事件条件ごとに単純・単純主効果の検定を行ったところ、強盗致傷条件では時間の主効果が有意であり (1回目 (64.6) < 2回目 (72.3), $F(1,156) = 9.0, p < .01$)、強盗条件 ($F(1,156) = 0.7, n.s.$)、強盗致死条件 ($F(1,156) = 0.1, n.s.$) では時間の主効果は有意ではなかった。以上の結果より悪質性においては、仮説1「内集団いきが生じるために、3つの罪種すべてにおいて、中国国籍の被告人は日本国籍の被告人よりも量刑は重く、被告人・事件に対する評価は悪い判断がなされる」は支持されなかった。

異種再犯可能性 続けて、異種再犯可能性は、罪種と国籍の1次交互作用が有意であった ($F(2,156) = 3.5, p < .05$)。そこで罪種と国籍の単純主効果検定を行ったところ、中国人条件における罪種の主効果がみられた (強盗条件 < 強盗致傷条件 = 強盗致死条件, $F(2,156) = 4.4, p < .05$)。また強盗致傷条件では国籍の主効果がみられ、日本人条件よりも中国人条件で異種再犯可能性が高く評価された ($F(1,156) = 5.3, p < .05$)。この結果は、仮説1「内集団いきが生じるために、3つの罪種すべてにおいて、中国国籍の被告人は日本国籍の被告人よりも量刑は重く、被告人・事件に対する評価は悪い判断がなされる」を支持していた。

IV. 考察

本研究では、日本国内の外国人犯罪者という社会的マイノリティに対する国籍情報においても内集団びいきとしてバイアスが生じるか検証することが目的であった。Mitchellら(2005)は、陪審員の判断における人種バイアスを内集団びいきによるものである可能性を示していた。よって本研究では仮説1「内集団びいきが生じるために、3つの罪種すべてにおいて、中国国籍の被告人は日本国籍の被告人よりも量刑は重く、被告人・事件に対する評価は悪い判断がなされる。」について検討した。また綿村他(2010)により被害者が亡くなった場合には量刑が重くなる可能性が示されていた。よって仮説2「被害者が亡くなるという事件の重大性が高い強盗致死条件においては、量刑が重くなる。」を検討した。

1. 国籍情報によるバイアス

まず本研究の結果をまとめると、量刑判断においては、被害者が亡くなった場合（強盗致死条件）においてのみ、中国人条件の1回目と2回目に量刑の差がみられ、被告人の国籍の影響が示唆された。次に量刑の判断の確信度においては中国国籍の被告人への確信度が罪種に関わらず一律に高くなることが示された。しかし悪質性においては、強盗条件において、日本国籍の被告人のほうが中国国籍の被告人よりも悪質性が高く評価がなされた。また強盗致傷条件では条件よりも中国人条件で異種再犯可能性が高く評価された。

これらを仮説ごとにまとめると、仮説1「内集団びいきが生じるために、3つの罪種すべてにおいて、中国国籍の被告人は日本国籍の被告人よりも量刑は重く、被告人・事件に対する評価は悪い判断がなされる。」に関しては量刑判断の確信度においてのみ支持された。ただし国籍

条件の効果は、悪質性の評価を除けば、全ての項目において中国国籍の被告人のほうが日本人被告人よりも高く評価されるものであった。これらの結果から、被告人の国籍情報においてもバイアスが生じることが示された。しかし判断に有意差が見られなかったものが多く、国籍情報によるバイアスは人種バイアスほど強固なものでなかったことがわかる。これは国籍差も人種同様、外集団として認識しうる人の要素ではあるが、同じ東アジア系（モンゴロイド）であれば、人種差ほどには外集団として認識しないことを示している。また「現代社会には、人種や性別などの社会的カテゴリーに基づく判断や行為を良しとしない平等主義規範がある」（大江 2010）という見解もあり、内集団びいきのような態度は、現代においては如実に表出することは一般に好ましくないとされている。アメリカでも、現代においては人種差別的な態度・行動は好ましく思われておらず（Sommers & Ellsworth 2000）、歴史的な差別問題が根強いものでないと、国籍バイアスは人種バイアスほど強い効果として現れにくい可能性がある。

だが仮説に反して悪質性の項目は強盗条件においてのみ中国国籍の被告人の方が日本人被告の場合よりも低く評価された。悪質性が事件に対する唯一の評価項目であり、他の項目は被告者もしくは被害者に対する評価項目であった。つまりこの結果は、事件に対する評価と被告者に対する印象は必ずしも一致しないことを示している。強盗条件においてのみ中国国籍の被告人の方が日本人被告の場合よりも低く評価された原因は、Sommers & Ellsworth (2000)の研究同様、黒い羊効果によるものであると考えられる。しかしSommers & Ellsworth (2000)の研究では黒い羊効果が出た条件は人種問題が顕在化されているものであった。本研究では提示罪種条件による国籍の表記の違いはない。したがって同様の国籍情報の顕在化によるものでは

ないと考えられる。

強盗条件の強盗致傷条件・強盗致死条件との差異を検討すると、本研究で提示された強盗条件においては被害が経済的なものに限定されていたことが影響したのではないかと推察される。本研究の強盗条件は、「窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる」(刑法238条)が該当したとして強盗罪と仮定したが、歩行者を後ろから突き飛ばしバックを奪い去った状況は、暴行・脅迫として認められるか否かは法学での学説でも分かれるような状況であり(佐久間2007)、強盗罪でなく窃盗罪になる可能性もあるものであった。被害の大小、もしくは身体的被害・経済的被害といった被害の種類が、内集団いき・黒い羊効果として量刑判断に影響しているという可能性が示唆される。

2. 事件による量刑判断プロセスの差異

また事件による量刑判断においては、中国人条件において強盗致死条件が強盗致傷条件と強盗条件と比較して長い量刑が相当であると判断されており、また罪種の主効果も示された。これは実際の刑と比較しても妥当であるといえる。またこれは仮説2「被害者が亡くなるという事件の重大性が高い強盗致死条件においては、量刑が重くなる。」を支持していた。つまり綿村他(2010)や白井・黒沢(2009)などの知見と、被告人が犯した犯罪行為の被害の大きさによって判断が異なるという部分に関しては同様の結果を示し、量刑は事件の種類により変化することが示された。

一方で強盗致死条件において国籍の効果が示されていた。この結果は、綿村他(2010)の知見である被害者が亡くなった場合においては一律に判断がなされるという部分に関して支持しなかったことを示す。綿村他(2010)は、強盗

事件の客観的重大性(事件の結果)と被告人の再犯可能性、同一事件の発生可能性を操作して実験を行った。被告人の再犯可能性と同一事件の発生可能性は実際の裁判においても量刑を判断する際に考慮し、また評議の際にも議論を行う。対して国籍の情報は量刑を判断する際には考慮はされず、議論もなされない可能性が高い。しかし本研究では、被害者が亡くなるような客観的に重大である事件でのみ国籍の影響がみられた。綿村他(2010)の研究では、一般市民は人命が関わる重大である事件の場合、本来は量刑を判断する際に考慮すべき他の要因が考慮されず、自動的に一律に量刑を判断されていた。これと同様に自動的な処理である、ステレオタイプなどの人間が本来的に持っている「認知の偏り」という心理学的バイアスも影響したことが推察される。そのようなものの影響があったため、本研究において被害者がなくなった強盗致傷条件で国籍による差がみられる判断がなされた可能性がある。

3. まとめ

これまで検討してきたように本研究では、内集団いきや黒い羊効果から国籍情報が裁判員裁判へ及ぼす影響を明らかにした。裁判員裁判においては、国籍以外の情報でも内集団いきなどで量刑判断や事実認定に影響を及ぼす可能性や、裁判員の選任に関する問題提議となるという点に本研究の社会的意義がある。我が国の裁判員裁判制度が始まってまだ4年が経過したにすぎず、裁判員裁判の問題はまだ十分に研究および議論が尽くされていない。しかし海外での陪審制度を想定して行われている研究の知見を裁判員裁判制度に当てはめ、同様の結果を得た本研究は、海外の陪審研究で行われている研究結果が裁判員制度にも対応させられる可能性を示すものであろう。

本研究では、外国人の国籍として現在の日本

における在日外国人においてもっとも高い割合を占め、また外国人犯罪においても国籍別でもっとも高い割合を占める中国国籍を実験条件として設定した。そのため他の国籍や人種に対しても、量刑判断に影響があるのか今後は検討を行う必要がある。また本研究を実施した日から遡って半年間においては日本・中国の2ヶ国間において特に大きな政治的な問題は起こっていなかった。当然のことながら、国籍や人種などのイメージやステレオタイプは外交の情勢と関わるものであり、調査時の社会情勢や国家間の関係も考慮しながら精緻に検討を行う必要がある。

また国籍の効果は量刑にはあまり強固に影響しなかったが、量刑判断の確信度には影響した。実際の裁判員裁判においては専門裁判官3名と裁判員6名による評議にて量刑や事実認定が行われる。その際に量刑判断の確信度がどのように影響するのか検討することも重要な課題であろう。

裁判員制度はまだ開始されたばかりであり、今後は必要があれば制度の見直しをなされていくことであろう。司法の領域においては、長い期間の中で徐々にではあるが心理学に対しての需要が高まってきている。制度の見直しの際に、心理学的見地から提言を求められることも大いにありうる。裁判員裁判制度をともに改善していく司法と心理学の連携において、想定される問題点を示すことができるように心理学的知見を積み重ねることが肝要である。

引用文献

Carlsmith, K.M., Darley, J.M. and Robinson, P.H. (2002) Why do we punish? Deterrence and just deserts as motives for punishment. *Journal of Personality and Social Psychology*, 83, 284-299.

Diène, D. (2006) Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and All Forms of Discrimination: Report of the Special Rapporteur on contemporary

forms of racism, racialdiscrimination, xenophobia and related intolerance, Addendum, Mission to Japan (2012年7月15日取得 <http://www.imadr.org/en/pdf/DieneReport-Japan.pdf>) = (反差別国際運動日本委員会〈IMADRJC〉(訳)・平野裕二(監訳)(2006)人種主義, 人種差別, 外国人嫌悪およびあらゆる形態の差別 ドウドウ・ディエン現代的形態の人種主義, 人種差別, 外国人嫌悪及び関連する不寛容に関する特別報告者の報告書 付属文書 日本への公式訪問.) (2012年7月15日取得 <http://www.imadr.org/japan/pdf/DieneReportJapan.pdf>).

Dixon, T. L., and Linz, D. (2002) Television news, prejudicial pretrial publicity, and the depiction of race. *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 46, 112-136.

Fein, S., Morgan, S. J., Norton, M. I. and Sommers, S. R. (1997) Hype and Suspicion: The Effects of Pretrial Publicity, Race, and Suspicion on Jurors' Verdicts. *Journal of Social Issues*, 53, 487-502.

Fulero, S. M. (2002) Empirical and legal perspectives on the impact of pretrial publicity: Effects and remedies. *Law and Human Behavior*, 26, 1-2.

平野潔 (2012) 性犯罪と裁判員裁判. 人文社会論叢. 社会科学篇, 28, 79-102.

法務省 (2013) 平成 25 年版犯罪白書のあらまし. (2013年11月30日取得 <http://www.moj.go.jp/content/000115820.pdf>).

法務省入国管理局 (2012) 平成 23 年末現在における外国人登録者数について (確定値). (2012年12月13日取得 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00021.html).

猪八重涼子・深田博己・樋口匡貴・井邑智哉 (2009) 被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響. 広島大学心理学研究, 9, 247-263.

岩男寿美子 (1989) 日本人の対外国人態度. フィナンシャル・レビュー, 12, 1-11.

桐島瞬・瀬川牧子 (2013) バッシングの嵐・山本太郎を擁護した意外な面々 英 BBC, ワシントン・ポストなど 週刊朝日, 2013年11月29日号.

Kovera, M. B. (2002) The effects of general pretrial publicity on juror decisions: an examination of moderators and mediating mechanisms. *Law and Human Behavior*, 26 (1), 43-72.

李洙任 (1999) 変わりつつある在日韓国・朝鮮人のエスニック・アイデンティティ. 大阪女学院短期大

- 学紀要, 29, 43-58.
- Lynch, M. and Haney, C. (2000) Discrimination and instructional comprehension: Guided discretion, racial bias, and the death penalty. *Law and Human Behavior*, 24, 337-358.
- McFatter, R. M. (1982) Purposes of punishment: Effects of utilities of criminal sanctions on perceived appropriateness. *Journal of Applied Psychology*, 67, 255-267.
- Meissner, C. A. and Brigham, J. C. (2001) Thirty years of investigating the own-race bias in memory for faces: A meta-analytic review. *Psychology Public Policy and Law*, 7, 3-35.
- Mitchell, T. L., Haw, R. M., Pfeifer, J. E. and Meissner, C. A. (2005) Racial bias in mock juror decision-making: a meta-analytic review of defendant treatment. *Law and Human Behavior*, 29, 621-637.
- 村上正直 (2005) 人種差別撤廃条約と日本. 日本評論社.
- 新田浩平 (2013) 犯罪報道と適正な刑事手続の保障. 立命館法政論集, 11, 118-166.
- 大江朋子 (2010). 第8章 ステレオタイプ. 浦光博・北村英哉 (編) 個人のなかの社会 (展望 現代の社会心理学 1). 誠信書房, 149-169.
- 大石千歳・吉田富二雄 (1998) 黒い羊効果 (black sheep effect) : 社会的アイデンティティへの脅威となる内集団成員への差別現象. 筑波大学心理学研究, 20, 163-171.
- 大石千歳・吉田富二雄 (2001) 黒い羊効果と内集団ひいき: 理論的検討. 筑波大学心理学研究, 23, 75-85.
- 大阪高等裁判所 (2013) 大阪高等裁判所平成 24 年 (う) 第 1159 号 平成 25 年 2 月 26 日 第 3 刑事部判決 LEX / DB インターネット (2014 年 2 月 7 日取得 <http://202.248.47.42/lexbin/ShowZenbun.aspx?sk=635274833934401981&pv=1&bb=25501465>).
- 大阪地方裁判所 (2012) 大阪地方裁判所平成 23 年 (わ) 第 6063 号 平成 24 年 7 月 30 日 第 2 刑事部判決 LEX / DB インターネット (2012 年 12 月 10 日取得 <http://202.248.47.42/lexbin/ShowZenbun.aspx?sk=634907472058945000&pv=1&bb=25482502>).
- Ruva, C. L. and McEvoy, C. (2008) Negative and positive pretrial publicity affect juror memory and decision making. *Journal of Experimental Psychology. Applied*, 14, 226-235.
- 佐久間修 (2007) 実践講座・刑法各論. 誠信書房, 1-16.
- 司法制度改革審議会 (2000) 司法制度改革審議会第 30 回議事概要. 月刊司法改革, 15, 120.
- 白井美穂・黒沢香 (2009) 量刑判断の要因についての実験的検討——前科情報の種類による効果. 法と心理, 8, 114-127.
- 最高裁判所事務総局 (2012) 裁判員裁判実施状況の検証報告書. (2013 年 12 月 1 日取得 http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/kensyo_houkokusyo/hyousi_honbun.pdf).
- Shaw, J. I. and Skolnick, P. (2004) Effects of Prejudicial Pretrial Publicity From Physical and Witness Evidence on Mock Jurors' Decision Making. *Journal of Applied Social Psychology*, 34, 2132-2148.
- 篠塚一彦 (1992) 量刑と刑罰制度. 上智法學論集, 36, 35-100.
- Sommers, S. R. (2006) On racial diversity and group decision making: identifying multiple effects of racial composition on jury deliberations. *Journal of Personality and Social Psychology*, 90, 597-612.
- Sommers, S. R. and Ellsworth, P. C. (2000) Race in the courtroom: Perceptions of guilt and dispositional attributions. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 26, 1367-1379.
- Sommers, S. R. and Norton, M. I. (2007) Race-based judgments, race-neutral justifications: experimental examination of peremptory use and the Batson challenge procedure. *Law and Human Behavior*, 31, 261-73.
- Stebly, N. M., Besirevic, J., Fulero, S. M. and Jimenez-Lorente, B. (1999). The effects of pretrial publicity on juror verdicts: A meta-analytic review. *Law and Human Behavior*, 23, 219-235.
- Tajfel, H. E. (1978) Differentiation between social groups: Studies in the social psychology of intergroup relations. London; New York: Academic Press.
- Tajfel, H., Billig, M. G., Bundy, R. P. and Flament, C. (1971) Social categorization and intergroup behaviour. *European Journal of Social Psychology*, 1, 149-178.
- Tajfel, H. and Turner, J. C. (1979) An integrative theory of intergroup conflict. *The Social Psychology of Intergroup Relations*, 33, 47.

- 武田雅俊（2012）大阪地裁判決に関する「日本精神神経学会」声明. 日本精神神経学会（2012年12月10日取得 https://www.jspn.or.jp/activity/opinion/2012/files/osaka_district_court.pdf）.
- 田村美恵（2007）合意性推定時の内集団びいきの生起について：社会的カテゴリー化の下での検討. 神戸大論叢, 58, 21-35.
- Turner, J. C., Brown, R. J. and Tajfel, H. (1979) Social comparison and group interest in ingroup favouritism. *European Journal of Social Psychology*, 9, 187-204.
- 若林宏輔（2012）裁判員制度への応用社会心理学的アプローチ：モード論に依拠する法心理学の情動的正義としての可能性. 立命館大学大学院文学研究科博士論文（未公刊）.
- 渡辺千原（2006）司法改革論議における「常識」の位置. 立命館法學, 310, 2297-2330.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎（2010）一般市民の量刑判断—応報のため？それとも再犯防止やみせしめのため？. 法と心理, 9, 98-108.
- Wright, D. B., Boyd, C. E. and Tredoux, C. G. (2001) A field study of own-race bias in South Africa and England. *Psychology Public Policy and Law*, 7, 119-133.

（受稿日：2013. 12. 2）

（受理日 [査読実施後]：2014. 4. 15）

附録

強盗条件・一回目条件提示記事

<p>78歳女性、ひったくり被害。 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、杉浦よねさん(78)が突き飛ばされ、金品を奪われたと発表した。</p> <p>同署によると、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦さんが自宅へ向かって歩いていたら、後ろから来た男性に持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪われた。犯人は20歳代もしくは30歳代の黒い服装の男で杉浦さんの巾着袋を奪い、逃走した。</p> <p>ひわたり署は付近の巡回を強めるとともに、逃走した男の捜索にあたるとしている。</p> <p>ひわたり署によると今年に入ってひわたり署管轄だけで約80件のひったくりが確認されている。昨年度に比べ大幅に増加しており、ひわたり署は注意を呼び掛けている。</p>
--

強盗条件・二回目条件・日本人条件提示記事

<p>21歳強盗容疑 男性逮捕 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者を突き飛ばして、金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト鄧雅雅臣容疑者(21)を強盗の疑いで逮捕したと発表した。</p> <p>同署によると、滑林容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん(78)が持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。</p> <p>杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男とよく似た背格好をした滑林容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、滑林容疑者逮捕した。</p> <p>滑林容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p> <p>滑林容疑者は、高校卒業後、老人ホームでアルバイトをしていたが、まとまった収入がなく金に困っていたという。</p> <p>調べに対して、滑林容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認している。</p>	<p>せん」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身辺に常にならなくなったお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、滑林容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
--	--

強盗条件・二回目条件・中国人条件提示記事

<p>21歳強盗容疑 中国人男性逮捕 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者を突き飛ばして、金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト鄧二音容疑者(21)を強盗の疑いで逮捕したと発表した。</p> <p>同署によると、鄧容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん(78)が持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。</p> <p>杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男とよく似た背格好をした鄧容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、鄧容疑者逮捕した。</p> <p>鄧容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p> <p>鄧容疑者は、高校卒業後、老人ホームでアルバイトをしていたが、まとまった収入がなく金に困っていたという。</p> <p>調べに対して、鄧容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認している。</p>	<p>という。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身辺に常にならなくなったお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、鄧容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
--	--

強盗致傷条件・一回目条件提示記事

<p>78歳女性、ひったくり被害。全治2週間の怪我。東京・ひわたり署</p>	<p>警視庁ひわたり署は、1日、杉浦よねさん（78）が突き飛ばされ、金品を奪われたと発表された。同署によると、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦さんが自宅へ向かって歩いていたら、後ろから来た男性に突き飛ばされ、持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪われた。杉浦さんは突き飛ばされ転倒した際に、体を強く打ちつけ、全治2週間のけがを負った。犯人は20歳代もしくは30歳代の黒い服装の男で杉浦さんの巾着袋を奪い、逃走した。ひわたり署は付近の巡回を強めるとともに、逃走した男の捜索にあたるとしている。ひわたり署によると今年に入ってひわたり署管轄だけで約80件のひったくりが確認されている。昨年度に比べ大幅に増加しており、ひわたり署は注意を呼び掛けている。</p>
--	---

強盗致傷条件・二回目条件・日本人条件提示記事

<p>21歳強盗致傷容疑者。男性逮捕。東京・ひわたり署</p>	<p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者を突き飛ばして傷害を負わせたうえ金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト清林雅臣容疑者（21）を強盗傷害の疑いで逮捕したと発表した。同署によると、清林容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん（78）を突き飛ばし全治2週間の怪我をおわせ、よねさんが持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男の目撃証言とよく似た背格好をした清林容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、清林容疑者を逮捕した。清林容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p>	<p>調べに対して、清林容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身近に常にとまっていたお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、清林容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
---------------------------------	---	--

強盗致傷条件・二回目条件・中国人条件提示記事

<p>21歳強盗致傷容疑者。中国人男性逮捕。東京・ひわたり署</p>	<p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者を突き飛ばして傷害を負わせたうえ金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト容疑者鄧二音（21）を強盗傷害の疑いで逮捕したと発表した。同署によると、鄧容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん（78）を突き飛ばし全治2週間の怪我をおわせ、よねさんが持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男の目撃証言とよく似た背格好をした鄧容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、鄧容疑者を逮捕した。鄧容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p>	<p>調べに対して、鄧容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身近に常にとまっていたお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、鄧容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
------------------------------------	--	--

強盗致死条件・一回目条件提示記事

<p>78歳女性、ひったくり被害、頭をうち、死亡。 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、杉浦よねさん(78)が突き飛ばされ、金品を奪われ、突き飛ばされた際に頭を強く打ち、死亡したと発表した。</p> <p>同署によると、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦さんが自宅へ向かって歩いていたら、後ろから来た男性に突き飛ばされ、持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪われた。杉浦さんは突き飛ばされ転倒した際に、頭を強く打ちつけ、病院に搬送されたが、死亡が確認された。周囲の目撃情報によると逃げた犯人は20歳代もしくは30歳代の黒い服装の男で杉浦さんの巾着袋を奪い、逃走した。</p> <p>ひわたり署は付近の巡回を強めるとともに、逃走した男の捜索にあたるとしている。</p> <p>ひわたり署によると今年に入ってひわたり署管轄だけで約80件のひったくりが確認されている。昨年度に比べ大幅に増加しており、ひわたり署は注意を呼び掛けている。</p>	<p>21歳強盗致死容疑 男性逮捕。 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者が突き飛ばされ頭を強打して死亡した事件で、金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト滑林雅臣容疑者(21)を強盗致死の疑いで逮捕したと発表した。</p> <p>同署によると、滑林容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん(78)を後ろから突き飛ばして転倒させ、死亡させたうえ、杉浦さんが持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。</p> <p>杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男とよく似た背格好をした滑林容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、逮捕した。滑林容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p> <p>滑林容疑者は、高校卒業後、老人ホームでアルバイトをしていたが、まとまった収入がなく金に困っていたという。調べに対して、</p>
---	---

強盗致死条件・二回目条件・日本人条件提示記事

<p>滑林容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身辺に常にとままとったお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、滑林容疑者を厳しく追及する方針という。</p>	<p>滑林容疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身辺に常にとままとったお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、滑林容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
---	---

強盗致死条件・二回目条件・中国人条件提示記事

<p>21歳強盗致死容疑 中国人男性逮捕。 東京・ひわたり署</p> <p>警視庁ひわたり署は、1日、一人歩きの高齢者が突き飛ばされ頭を強打して死亡した事件で、金品を奪ったとして、ひわたり市大林、自称アルバイト鄧二音容疑者(21)を強盗致死の疑いで逮捕したと発表した。</p> <p>同署によると、鄧容疑者は、30日午後8時ごろ、ひわたり市晴見台の路上で、杉浦よねさん(78)を後ろから突き飛ばして転倒させ、死亡させたうえ、杉浦さんが持っていた現金5万5千円の入った巾着袋を奪って逃げた疑いがある。</p> <p>杉浦さんが30日に強盗に遭い、ひわたり署の警察官が付近を連日巡回していたところ、現場から約2キロ離れた路上で、杉浦さんを襲った男とよく似た背格好をした鄧容疑者を発見し、杉浦さんのクレジットカードを所持していたため、逮捕した。鄧容疑者は、大家さんのところに毎月の家賃を届けに行くところだったという。</p> <p>鄧容疑者は、高校卒業後、老人ホームでアルバイトをしていたが、まとまった収入がなく金に困っていたという。調べに対して、鄧容</p>	<p>疑者は、「身に覚えがありません」と容疑を否認しているという。しかし、ひわたり署は、アルバイトをするうちに高齢者が身辺に常にとままとったお金を身につけていることが多いことを知り、犯行に及んだものと見て、鄧容疑者を厳しく追及する方針という。</p>
---	---

Original Article

The Effect of a Defendant's Nationality and Verdict Outcome on Citizen Judges' Decision Making: A Comparison Based on Crime Type

NAKATA Yuki and SATO Tatsuya

(Graduate School of Letters, Ritsumeikan University / College of Letters, Ritsumeikan University)

Japan's lay judge system, the Saiban-in system, launched 4 years ago. The sense of the common people has been reflected in the implementation of lay judges in Japan. However, there are cognitive biases in human beings and earlier studies have shown that legal judgments reflecting the sense of the common people does not always indicate judicial validity. In the United States, plenty of studies have referred to racial bias in verdicts and sentences. These studies have shown that racial bias can be explained as a result of in-group bias and/or black-sheep effect. A similar effect may also be seen in Japanese trials, as a defendant's nationality may influence the verdict and sentence. Therefore, the present research focused on whether or not the nationality of a defendant would influence the verdict and/or sentence they received. We examined three types of crimes : robbery, robbery resulting in bodily injury, and robbery resulting in death. Japanese participants were assigned to one of 6 groups, and the participants in each group read a newspaper article about one case of the three crime types, some of which had Japanese defendants and others with other East Asian defendants. Then they determined the verdict and if necessary, a sentence and evaluated their impressions about the defendant and the case. As a result, at least partial nationality bias was seen in their sentences and the impression they had about the defendants and the cases. Furthermore, bias toward nationality differed depending of the type of crime. Consequently, nationality bias may not be so strong as the racial effect, though it does exist. This result indicates that there is the possibility that nationality bias can occur due to in-group bias or the black-sheep effect in various cases.

Key Words : nationality, in-group bias, jury decision making, saiban-in system, black-sheep effect
RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.30, 45-63, 2014.
